(x) Any person specified by Ordinances of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism pursuant to Article 131—2—2 paragraph (2) item (vi)	（新設）
(xi) Any administrator of security restricted area for possession of dangerous items, etc.	（新設）
(xii) Any person who engages in passenger and cabin baggage screening	（新設）
(xiii) Any passenger and cabin baggage screening entrustee	（新設）
(xiv) Any person who engages in hold baggage screening	（新設）
(xv) Any hold baggage screening entrustee	（新設）
(xvi)・(xvii)　（略）	(ix)・(x)　（略）
(2)～(4)　（略）	(2)～(4)　（略）
Article 158　（略）	Article 158　（略）
（略）	（略）

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則（平成二十五年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正欄前に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　（略）	第一章～第三章　（略）
附則	附則
第一章　国管理空港特定運営事業に係る関係省令の特例等	**第一章**　国管理空港特定運営事業に係る関係省令の特例等
（航空法施行規則の特例等）	（航空法施行規則の特例等）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　法第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第二項の規定による協議の申出については、航空法施行規則第二百三十五条の四の七の規定を準用する。	（新設）
7　法第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項の規定による危険物等所持制限区域内及び航空機内への持込みを制限することが必要な物件については、航空法施行規則第二百三十五条の四の八の規定を準用する。	（新設）
8　法第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項の規定による検査を行う者については、航空法施行規則第二百三十五条の四の九の規定を準用する。	（新設）
9　法第七条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項の規定による検査を免除される者については、航空法施行規則第二百三十五条の四の十の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「空港等」とあるのは「空港」と読み替えるものとする。	（新設）